

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項及び第26条第1項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年3月5日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アフリック・アフリカ

(2) 代表者の氏名

岩田 雪乃

(3) 主たる事務所の所在地

京都府宇治市木幡御蔵山45番地の34

(4) 定款に記載された目的

この法人は、アフリカを初めとする発展途上と呼ばれる地域の人々に対して地域社会の自立的な発展の支援活動を行うと同時に、日本の人々に対してアフリカを初めとする発展途上と呼ばれる地域の理解を促進するための情報発信及び交流活動を行い、これらの地域の人々がより豊かに生きることのできる社会の創造に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年2月24日

(文化市民局地域自治推進室)